申　立　書　関　係

1　切り離してご利用ください。

2　提出する書面には，鉛筆，消せるボールペンは使用しないでください。

3　印鑑は実印でなくてかまいませんが，経年により消えるおそれのある印鑑は使用しないでください。

4　記入を間違った場合，二重線（＝）で削除の上，訂正印を押して訂正してください（修正液，修正テープ等は使用できません。）。

5　提出した書類等は返却できません。必要に応じて，提出前に控えとしてコピーをお取りください。

※ 申立てに当たっての注意 ※

1　申立てを行うと，家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

2　後見人等には，家庭裁判所が最も適任だと思われる方を選任します。ご本人の財産状況，本人が必要とする支援の内容などによっては，家庭裁判所の判断により，専門職（弁護士，司法書士等）や法律や福祉に関わる法人などを後見人等に選任することがあります。

3　裁判所に提出した書類は，当事者又は利害関係を疎明した第三者から申請があった場合，家庭裁判所の判断により，閲覧・コピーを許可することがあります。